

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第16回（定例会）

署名人 神村 洋子

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成26年11月20日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後5時10分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（2～6は非公開）

- 1 請願等第3号 松島中学校関係の問題等の陳情について 【施設課】
- 2 報告1 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について 【施設課】
- 3 報告2 教育長が臨時代理したことについて（那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を
改正する条例制定に関する意見の申出） 【文化財課】
- 4 報告3 教育長が臨時代理したことについて（那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山
体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出） 【市民スポーツ課】
- 5 報告4 教育長が臨時代理したことについて（那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を
改正する条例制定に関する意見の申出） 【市民スポーツ課】
- 6 請願等第4号 平成25年10月X中学校で起こった危険行為について 【学校教育課】
- 7 報告5 平成26年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部长

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、末吉正幸副参事、伊禮道子主査、田盛善宏主査

（施設課）眞喜屋勇課長、島袋一郎主幹、神元賢治主幹、名城卓志主査、加藤和歌子主任主事

（市民スポーツ課）我那覇生男課長、上原善英主幹

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部长

（学校教育課）相澤敬二副参事、宇根克副参事、吉村雅也指導主事、金城一石指導主事

【市民文化部】島田聡子部長
（文化財課）山城正章主幹

傍聴人 1 名

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長

ただいまから平成26年度第16回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。まず初めに、請願等第3号「松島中学校関係の問題等の陳情について」を審議いたします。請願等の趣旨説明をお願いします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長

請願等第3号でございますが、平成26年10月24日付で、わかあゆ自治会大湾朝信会長から「松島中学校関係の問題等の陳情について」ということで、教育長あて陳情がございます。この陳情につきましては、教育委員会会議の中で議論をして採択、不採択等々を決定していただく内容となっております。これにつきまして10月24日付で受付をしておりますので、那覇市教育委員会会議規則第20条第1項に基づく陳情書を受理したため、同条第2項に基づき、これを提出する内容となっております。中身につきましては施設課から説明いたします。

眞喜屋課長

前に出て説明してよろしいですか。今回の陳情につきましては3点ございます。まず、1点目の学校南側斜面に群生しているギンネムについてですけれども、委員の皆様にお配りしてある配置図が表になっている資料ご覧ください。そこで1番ギンネムの群生と書いて、黄色で表示されている部分。どういう事かという、（ホワイトボードに記入しながらの説明）これが学校で、これが黄色の部分の断面で切った絵です。これが道路でございます。こちらからが学校用地でございます。このギンネムというのがこちらに群生していてということで、このギンネムについて落ち葉がここ側に落ちてきて、だいぶ地域の方々に迷惑をかけているということでございます。それで、こちら側が運動場、グラウンドになっているのですが、そこからのほこりが西側に行ったり、北側に行ったりしているということで、その1番の内容でございます。続きまして、赤で表示されている部分、2番の雨水の侵入位置ということで書いてありますが、これは学校南側の隣地のお話であります。この赤い部分の断面ですけれども、ここが隣地になっていて、学校の用地が上がっていて、こちらにフェンスがあつて、側溝があつて、学校敷地はこちらからなんですけれども、この側溝の清掃があまりされていないために、こちらに水がでるということ。一部この線で、赤で塗られていないこの角から赤の途中まではブロックで、こういう形でこちらに行かないように措置がされているんですけれども、赤で塗られた部分が未整備ということで、側溝から管理ができない時に超えてしまつて、隣接の住民の方にご迷惑をかけているということでございます。あと1点、3番ですけれども、この松島中学校は隣地よりだいぶ上がっているものですから、青い部分です。これは歩行者専用道路になっております。そこはこういう道路があつて、学校の擁壁があると。それで、こちらグラウンドで、ここが隣地になっているんですけれども、これは歩行者専用の道になっています。写真にありますようにこちらに木が生えているということで、この伐

採ならびにこの枯れ葉、だいぶたまっているという、大まかに言うと1番から3番、こういう状況で自治会のほうから今回陳情がございました。以上でございます。

添石委員長

それではこの件につきまして、陳情者からの陳述の希望はございますか。

伊良部部長

あります。

添石委員長

それでは委員の皆様、陳情案件につきまして、陳述を希望する旨の申し出が本日ございます。陳述を許可することとし、陳述時間については、教育委員会会議規則第20条第3項で「委員長の許可する範囲内」と定めてありますので、5分以内で認めることとしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは陳情者の案内をお願いします。それでは改めまして陳述の前に、お名前のほうを確認させていただいてよろしいでしょうか。

大湾智子氏

私は大湾智子と申します。会計をしております。わかあゆ自治会の。

添石委員長

それでは、これから陳情内容を述べていただきますが、概ね5分以内でお願いしたいと思います。タイマーを用意いたします。5分を意識させていただいて陳述のほうをお願いしたいと思います。それでは請願等第3号「松島中学校関係の問題等の陳情について」よろしくお願いいたします。

大湾智子氏

まず3点を整理しましたので、文章を読み上げたいと思います。まず1番目、学校南側斜面はギンネムの群生で、景観も大変悪いです。学校の環境が地域に公害を拡散している状況です。特に冬場、強風の時等、学校側が高台にあるため、グラウンドの砂塵が四方八方に拡散し、外に洗濯物が干せない環境にあります。ギンネムの落葉が多くて掃除をしても、後から後から落葉し清掃が追いつきません。一種の公害であるギンネムの撤去をお願いしたいと思います。提案といたしましたは、塀のほうに、昔はPTAのほうでこのギンネムの木とか伐採していましたが、今はもうそのままの状態となっておりますので、このギンネムを撤去した後に花木とか、一応これにキョウチクトウと書いてありますが、ほかの木でも結構なんです、とりあえず景観を良くしていただくために、花木で地域に還元していただけないでしょうかということです。あと2番目ですが、学校南側の学校敷地から雨天時に一定量の雨量があると、知念・大田・新本宅に学校側の雨水が流れだし被害を被っています。直接排水が住宅に流れないように対応していただきたい。対策として、一部はブロックを積んで対策を講じていますが、同じように対策を講じていただきたい。3番目ですが、学校グラウンドの西側の斜面に自生している木の撤去をお願いしたい。落葉が多くて清掃をしても、後から後から落葉し清掃が追いつきませんので、学校周辺の清掃も合わせてお願いしたいと思います。以上です、ご検討お願いいたします。

添石委員長

ありがとうございました。それではただいま陳情内容を述べていただきました。それでは各委員の皆様方から確認したいことがございましたら、ご発言をお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

教育委員の饒波と申します。一読しましてある意味、ちょっと衝撃的な陳情だなと思いました。何故かと申しますと、地域の人を味方につけることが大切な学校が地域の迷惑施設になっているというような状況。読み方とすればそういう読み方になるということで、もちろん学校はプラスバンドがうるさいとか、そういうことが十分考えられると思いますけれども、だからその辺のところ、常に我々としてもそういうことを考えながら、学校というのを考えて行かないといけないんだなと考えたことでかなり衝撃的でした。それでこの陳情をお読みしまして、今回陳情を出す前の段階でいろいろとあったような序文が書いてある、平成22年の陳情についてですね。あるいは一部繰返しとなりますがとか、長年の懸案とか書いてあるので、その前の段階がどういう段階だったのかということをお教え願いたい。

添石委員長

それではどうぞ。

大湾智子氏

22年度も同様の文章で、全く同様の文章で陳情書出しまして、その時はその他7項目くらいの陳情あげました。それは大体クリアしておりまして、一番私達が懸案事項としておりますこのギンネムとか落葉とか、私達自治会は自分のお家の前の、やっぱり自分達の自宅ですので、アパートではないですので、皆さんが30年前にお家を造ってきれいにしているんですね。ですけど、このギンネムと落葉が、7メートルのブロック塀、設計上の問題もあるかと思うんですが、学校だけ責められないんですけれども。ただ私達、子ども達がいるPTA私もやっておりましたが、もう卒業しておりますけれども、その当時はPTA活動の一環で全部撤去したんです。ギンネムももちろん削除して、草木も。それで日曜日は先生方が交代で花木に水をあげるくらいの状況でした。だけどこの何年か前から、ほとんど学校環境がひどい状態。本当に恥ずかしいような感じがしますね。私も役所退職しまして5年になるんですが、できるだけ環境きれいにしようと思まして、下の外庭のほうは自治会で毎日清掃しております。今日も来る前に清掃して、水も掛けてやるんですが、あのこれ、学校の外庭という意識というのか、申し送りがいいのかよくわからないのですが、自治会の看板は、教育委員会に毎年更新で設置しているんです。その自治会の看板の周辺は、自治会の会員達が自分の家の前を毎日清掃しております。だから、道行く人も「花がとってもきれいだ」とおっしゃるんです。ですけど問題はそのギンネムの木を撤去して、ギンネムの木を全部、お金かけないで全部撤去して、例えば花木とか予算のかかるようなものは後からでもいいんです。この意識を学校側に持っていただけないかなと思って。

かなり皆さん、若い自治会の会員さんはきれい好きで、皆協力しています。私達、会長と私のほうにはいつもなんとかしてほしいということで、22年度にも全く同じ陳情やったんですが、その後のあれはないんですね。ですから今回はまた改めて、台風時の後なんかも、全くもう見にも来ないような状態が続いておりますので。今回の陳情を出した後に、ブラスバンドの生徒が朝、西側のほうの落葉を拾いに来てもらってとても安心してはいるんですが、でもやっぱり、基本的に上の木を伐採しない限りはずっとこの状態が続くのではないかと、ギンネムの木です。とっても暗いんです。タクシーの運転手も「ここ学校なの」と言うくらい夜は暗いです。街灯ついても。ここ学校だったのっていうくらいに、夜は本当に7メートルの塀があって、木があるものですからすごく暗くて、やっぱり学校はもっと明るくて解放された学校であってほしいなという気持ちで、とても心苦しいんですけども地域に住んでいて、でもやはり、こういうことがもし実現できればと思ひまして、よろしく願いいたします。

添石委員長
饒波委員

ありがとうございます。

確認してよろしいですか。那覇市は「協働のまちづくり」を謳っていますので、まさにここに協働がないとどこに協働があるのかなということで、僕のこれは私見ですけれども、自治会の方と学校が自分たちで解決した方が一番本当は良かったなということだったんですけれども、その前の段階で学校との協議というのはいなかったのでしょうか。

大湾智子氏

今の校長でなく、前の校長の時はこの陳情書出した時に、先生もみえて、子ども達、部活の生徒は、掃除はしていただいたんですけれども、このギンネムは撤去しないと言うんですよ。なぜかという、グラウンドの土が逆に私達のところに飛んできて、洗濯も干せない状況がもっとひどくなるので、これを残したほうがいいのかという回答になったんですよ。そうしましたら、じゃあ誰がこの落葉とか、木を伐採するのということなんですね。私達自治会としても、24年発足してはいるんですが、学校行事には全て参加しております。いろんな面で協力はしておりますけれども、これだけなんです、今のところ。

饒波委員
添石委員長
神村委員

ありがとうございました。

はい、神村委員。

今、饒波委員からありましたけれども、このギンネムについての学校との話し合いの中では校長先生は切らない方が皆さんのためと。

大湾智子氏
神村委員

校長先生は一言も言っておりません。教育委員会側が残した方がいいと。

教育委員会が。

大湾智子氏

言われたから切らない。だから結局22年度から切っていない状況です。ものすごくいたくさんなっています。その上のほうにはキョウチクトウが咲いているんで

すよ。それはいいんですよ。キョウチクトウは花だから、花びら落ちてきても構わないんですけども、このギンネムはすごいんです。何というか、まるで抹茶みたいな感じで、細かく落ちてきて、掃いても掃いても掃いても、撤去できない状況でいるものですから。そして逆に下のほうに外庭があるんですよ。そこにも種が落ちて、また外庭にギンネムが咲くような状況で、これを私達は草を取っている状況なんですね。もう本当に追いつけない状態なんですよ。だから学校と地域がこういう話し合いをして、環境整備部があると思います。自分も三役しておりますが、環境整備部がきっとあると思いますので、一緒になって解決策を見出す方法があるかと思うんですね。あったと思います。だけど学校側から、こういう陳情来ても一切何にもないんですよ。返答がないから、あまり地域のほうからわーって行くわけにはいかなくって、それで、教育委員会のほうに結局出したような状況があります。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

私が聞きたいのはそういう事ではなくて、教育委員会はあった方が皆さんのためになる。皆さんの洗濯物を干すとかそういうものになる価値と、それと皆さんが考えていらっしゃる、無い方が自分達がいいという価値観の違いがありますよね。

大湾智子氏

無い方がいいです。正直言って。教育委員会、多分あの時の回答としては、砂利、グラウンドの土がこうやって、洗濯も干せないからって一時的なものであったと思います。私達まさかこれでそのままって思っていなかったです。このギンネムを撤去してきれいにして、明るい学校というふうにイメージしていたんですけど、それっきり何もないものですから、あーっ、じゃあこれを残した方がいいという回答になったのかなと思うと、非常に残念です。あれは回答にはなっていないと思うんです。

神村委員

わかりました。

大湾智子氏

あのギンネムがあるからといって私達、洗濯物干したこと無いです。外に干せません。グラウンド側に向かっているから。全部室内で干しています。すごいです。毎日ホースで玄関とか、赤土いつもやっているんですよ。だからそれは、まあ変な言い方、一つの口実のような気もしないでもない。だって、ぎっしり詰まってないから、その間から結局砂利飛んできますよね、赤土飛んできますので、それよりも環境、全体から見た環境として、非常に景観が悪い。お写真ご覧になったかどうか、もう本当にそういうことです。

添石委員長

ほか、何か。はい、喜久里委員。

喜久里委員

本当に饒波委員がいうように、協働で学校側と地域と行かないと。本当に悩ませていることをまずは心が痛く拝見しました。学校に家が近いものですから、ぐるっと回ってみたら、毎日お掃除なさっているという事で、なにも落ちていなく

てすごくきれいだなと感心しました。

大湾智子氏

ああ、いいえ、だからあの、おばあさんがいつも大湾さんのお家の前を通りたいと、花を植えているんですよ結構。そしたら、ここを通りたい、あっち側はあんまり行きたくないとおっしゃって。

喜久里委員

すごく整備に力を入れてくださっていることはよく感じられましたが、ギンネムを撤去してその後はまた生えてきたんですか。

大湾智子氏

はい、そうです。私達一度、こういったらあれなんですけど、ギンネムを仕様がないから自治会でやろうということで、トラック何台分も自分たちで全部撤去して、そしてきれいにしたら環境功労賞いただいたんですよ。でも本当はそうじゃないんですね。環境功労賞を学校にいただくのではなくて、学校がやればそんな功労賞とか、そんな大それた、びっくりしました。PTA会長からここを撤去してくれたという事で、功労賞いただいたんですが、言いたくなかったんですが、でもそれよりもPTAの環境整備と学校が整備したらいいんじゃないですか。掃除して。

喜久里委員

それとまた、一回伐採したところは生えていないということですか。

大湾智子氏

いや、だからその後こうなったんです。結局、私達がやった後、全く手つかずで。

神村委員

根っこからやらないと。

喜久里委員

根っこからやらないと。ダメなんですか。

大湾智子氏

それでも根っこから皆男の人10名くらいトラック3台分、本当に無償でその仕事をしている人がいたので、お願いして、3日かかってやったんですよ。それでもギンネムってすごいですよ。勢いが。

喜久里委員

私、ギンネムの怖さは畑の時に感じましたけど、せっかく伐採をしてくださったけどまたこの状態と。

大湾智子氏

はい、その時は環境功労賞もいただいたんですが、でもやっぱり基本的にあれば、毎年清掃すればそんなに生えないんじゃないですか。学校が。環境整備が。私達がPTAの頃は、環境整備と一緒に学校全体でやったんですよ。この土手。そしたら何にもない。毎年やるから何にもない状態。そんな1年でこんなに伸びる訳ないですよ。今もう、グラウンド覆っていて見えないです。私達のほうからグラウンドは全く見えないです。

喜久里委員

それでも解決は可能かもしれないということなんですか。

大湾智子氏

でもやっぱり地域からあんまり、こういう事言いづらくて。学校のPTAが積極的にやってくださるのを待っているんですけど、もうやっぱり今は難しいのかなと思ったりして。

喜久里委員

わかりました。伐採の後を聞いたかったですから、ありがとうございます。

添石委員長

ほか、大丈夫でしょうか。それではご説明ありがとうございました。それでは大

湾さん一旦、傍聴席のほうへお戻りいただきたいと思います。

大湾智子氏

ありがとうございました。

添石委員長

それでは請願等第3号について審議を進めて参りますが、その前に、審議参考のための説明をお願いします。

眞喜屋課長

今陳情にあがっています、1番から3番の件ですけれど、うちのほうで対応策について案をつくっておりますので、ご説明したいと思います。まず、陳情1番につきましては、4項目ほどに分けることができると思います。まず1項目は、ギンネムの落ち葉の問題、2番目に運動場のホコリについて、3番目にギンネムの伐採について、4番目にキョウチクトウなど植栽はできないかということで、1番については4項目ほどあるんですけれども、まずギンネムの落ち葉については、これは学校側に通常の維持管理で対応していただかないといけないことではないかと思います。2番目の運動場のホコリ、今こちらで陳情の砂塵、砂埃等について、学校側は散水施設を持っておりますので、特に中学校については部活動が盛んですので、運動場には必ず散水栓というのがあると思いますので、その辺で学校での対策をお願いしたいと思います。3番目のギンネムの伐採についてですけれども、これは学校側と調整して、どうしても出来ないという場合には、経費を投入しまして施設課のほうで伐採出来るのかなと思っております。4番目のこれは提案ではございますけれども、花木、キョウチクトウ等の植栽の検討をお願いしますという事ですけれども、キョウチクトウについては、昨年9月の新聞に載っていましたが、県の総合運動公園で1歳児が誤ってキョウチクトウの実を口にしまい、病院に運ばれたということがあって、我々もこのニュースを見てびっくりいたしまして、これは9月28日の新聞なんです、10月1日には学校に対して毒性のある木はないかと調査をいたしております。それで、学校からの調査結果を踏まえて、ある程度学校で採ってもらったものもございまして、またうちのほうで撤去したものもございまして、松島中についてはこういうふうにあがっておりませんでした。これはちょっと漏れかなと反省しているところなんです。キョウチクトウのほかにインドゴムカズラとか、チョウセンアサガオ、ヤマハゼ、ソテツ、そういう毒性のあるもの、また毒性の量がよくわからないものがありましたけれども、一応危険なものはある程度、去年のうちに除去したところです。それで提案のキョウチクトウについて、仮にギンネムを撤去して植え替える時には、学校側それと地域と相談しながら、毒性の植物以外のものを検討して行かないといけないかなと思っていただいております。次、2番ですけれども、学校南側隣地の雨水流出について、これは先ほど自治会の大湾さんがお話していたように、平成22年の陳情にもございました。この陳情については、対応しまして自治会のほうから、対応してありがとうございましたとお礼の文書

もいただいております。ということは、この側溝に関しても学校側のほうで、当時回答したものの中には、学校で清掃するということで、学校で清掃をしていただいたおかげで今日まで何もなかったのかなと思っております。清掃が続かなくて、今の時期に側溝が詰まってしまって、また隣地の方にご迷惑をおかけしているということが考えられます。仮に、学校と調整をして、学校ではどうしても無理だという事でお話があった場合には、ブロックの水を止めるためのものを延長して対応せざるを得ないのかなと思っております。次に3番ですが、グランド西側斜面に自生している木の撤去ということで、資料にもございますが、自生している樹木ですけれども、これについては危険を伴いますので、施設課のほうで専門業者を手配いたしましてやれるなと考えております。それと落ち葉についてはその道、だいぶ落ち葉がありますので、学校の管理のほうでお願いしたいところでございます。以上でございます。

添石委員長
喜久里委員

それでは今の説明に対して、ご意見ご質問ございますか。はい、喜久里委員。

大湾さんが学校側にこのように出しても返答がなかなかこないの、どうすればということでこちらにお話があったので、この回答の、「学校側」というのがその後どうなるのかってというのは、どうすればいいんですか。例えば、ギンネムの落ち葉は学校維持管理でお願いしたいとか、運動場のホコリも散水は学校にお願いしたいとか、雨水も学校側の清掃が対応できないならブロックでとか、「学校側」というところをどう繋げばいいのでしょうか。

眞喜屋課長

我々、施設のほうとしても、一課としてすぐ自分たちでできること、例えば今の擁壁の途中に自生しているものについては、うちのほうですぐ対応出来るのですが、今の側溝の清掃だとか、日常管理の落ち葉の清掃とかについては、うちの課で我々がやりますというわけにはいかないわけです。そうすると那覇市内の学校全て、学校周辺をうちのほうで清掃しないといけないという状況になりますので、これはどうしても学校側の協力がないと対応できない問題なのかなと思っております。

喜久里委員

言い方が悪かったですね。施設課にやってということではなくて、先ほどの説明で学校のほうに対応をお願いしたいといった項目をちゃんと学校に届けて、学校とその地域の方を結ばすというのをどうしたらいいと考えているのかということです。やれというよりも、学校側でという答えに関して、責任持って繋げていくのをどうしたらいいですかということです。

眞喜屋課長

現時点では、我々のほうで学校、校長、教頭をお願いして、地域の方にもお願いして、我々も中に入って、三者でできることをお話しして、これで今回は一件落着くはずですが、今、自治会の大湾さんがおっしゃっていたように、22年までは出来ているわけですね。これがうまく引き継ぎできていないためにそ

ういう事になりますので、今は出来てもこういう関係がうまくいかないと、また数年後こういう形になるというのがまた心配ではございますけれども、今回については、すぐ我々が音頭をとって、話し合いする場面は作れそうです。

喜久里委員

よかったです。地域が一生懸命やっている場所も、なかなかそう沢山ないと思うんですね。一生懸命きれいにしている中に、学校が公害になったというのはちょっと、つらいと思いますので、しっかり話し合いの場を作っていただいてお願いしたいと思います。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

私も学校の塀のそばに、6メートルぐらいあって、道路のすぐそばに住んでいました。そして今のような経験はしてきました。特に台風の後などはもう大変。でも木は学校にとって必要なんですよね。緑は。植栽としてきちんと計画的に植えた木が大きくなるのは当然ですよね。当然です。最初は絶対被害は無かったと思いますよ。でもそれが次第に大きくなって、葉が広がれば空を覆っていきますから、当然そうなるんですけれども、我々の生活でも木は必要だし、学校にとっても必要であると。ただ設計者にとっては、木を一本切るのも自分の意図といいますか、それを聞いてから切ってという設計士もいるくらい。ですから、本当はさっきおっしゃったように、学校と地域と協力しながら協働のまちをつくるというのが一番ベターでしょうけれども、今ある陳情からすると、言ってもらいがあかないからこっちに来たと私は受け取りました。そういう意味では、教育委員会が入ることも必要でしょう。それとあと一つ、私は地域の皆さんに、らちがあかないということなんですけれども、私の地域では、私も自治会の役員をしていましたので、子ども達が朝の登校時に清掃するんですね。生徒会とか、その学級とか、部活動の皆さんが交代でやっているみたいでした。きれいになりますよね。その時に地域の皆様が地域の学事奨励会に中学生を表彰するとか、部活動にお茶を差し入れに行ったりとか、そういう事もあって、地域としっかり密着するということがとても大事なことで、これからいろいろな解決をしていくと思いますが、これから後は、そういうふうに、そうすると子どもも育っていくと、そこで、そういうことも少し、胸に留めながら地域の皆様も一緒になって学校を育ててくださるといいかなと思いました。

添石委員長

ほか、よろしいでしょうか。

喜久里委員

ひとついいですか。3番目の雨水のほうですが、ブロックはかなり予算がかかることでしょうか。

眞喜屋課長

今、見積もりしているところですが、大体25万円ほどです。

喜久里委員

途中まで、全部やっていないという話でしたよね。全部やっておけばそんなに大変なことではないですよ。

眞喜屋課長

25万かかるんですが、このブロックを積むこと自体も、じゃあ清掃しないでいいのかという事につながると、また困るんです。側溝が詰まると必ず水は溢れてきて低いところに行きますので、またどこかでそういう現象が起こるのではないかと。側溝さえきれいに管理しておけば、そこから出るという事はございませんので、その辺が、根本的なものも側溝の清掃という事で考えております。

喜久里委員

はい、わかりました。

添石委員長

それではこの後、請願に関しまして委員の皆様方の審議をいただきたいと思いますが、今、ご説明ありましたとおり、どうしても学校側との協力体制であったり、先ほどからありますけれども、地域との協働のまちづくりの実践のひとつの形で解決に行くと思うのですが、教育委員会としては、3つの陳情に関して検討しながらではありますが進めていくという説明がありました。それでは審議をいただきたいと思いますが、五つの中から決定をしていくことになると思います。まずひとつが採択、一部採択、趣旨採択、不採択、継続審議、この五つの中から進めていくことになると思いますが、委員の皆様どういたしましょうか。発言がありましたらお願いします。今の説明で大丈夫でしょうか。この三つの陳情に対して、どなたか。

渡慶次教育長

ひとつだけ気になるのが、キョウチクトウでなくてもいいという事ですね。キョウチクトウにはこだわらないと、ですよ。

大湾智子氏

はい、ただ案がないから。ただ今実際あるものですからキョウチクトウ。こだわらないです。

添石委員長

これ私も気になっていたんですけれども、三つの内容見ても「等」になっていて、限定していない。そういった意味でも、それを踏まえた上で採択、不採択等、どなたか発言いただけますか。

渡慶次教育長

このギンネムの木というのが、最初から目的をもってギンネムの木を植えたのか、おそらくそうじゃないと思うんですよ。あれはあちこち、自然に生えてくるものですから。最初で取り損なうと、もう幹が太くなりますから。だから最初に意識的にやったものでなくて、前の話では砂塵を防ぐためにはこの方がいいよと。しかし、今読んでみると今現在も砂塵があるわけですよ。ということは、最初にあった方がいいよということは、何の用も足していないということで、ギンネムは切ってほしいという要望があるので、これはもう切った方がいいと。その代わりに、花木、キョウチクトウにこだわらずに何でもいいと。お金をかけないでやる方法あると思うんですよ。PTA関係者にこの花木を寄付、寄贈出来るような人たちにお願いして、いくらでも方法はあると思うので、この中身、全体的にみると、全部おそらく出来るものではないかなと感じは、私個人的にはします。

添石委員長

では、採択でいいのではないかとということで。

渡慶次教育長 そうですね。

添石委員長 今、採択でどうかというご提案ですが、いかがですか。

饒波委員 採択ですが、採択した後のやり方に関しては、やっぱり協働のまちづくりという観点から、切って工事して終わりというのは一番簡単かもしれないですけど、それでは後に残らないので。

渡慶次教育長 気になるのが、この代わりに何を植えるかという話で、これについてはなるべく努力をしながら、お金がかかって寄贈してくれる人もいなくてと、ある程度努力はするということでも採択という感じですね。これを必ずやるという縛りをかけられると、またちょっと苦しいかなという感じがします。

饒波委員 ピンチはチャンスということで、これを機に、自治会の方と学校との関係が、植栽を機にできていければいいということで、私は採択で。

添石委員長 はい、では採択という方向で話は進んでいると思いますので、ここで審議を行いたいと思います。先ほどから言っていますように、検討しながら前に進めていく、あくまでも今日のこの場は陳情に対して、教育委員会としてしっかりと受け止めますという意味での決になるとと思いますので、よろしくお願いします。それでは、本件につきましては採択にするという事でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 では、先ほどから何度も発言がありますように、この場で決めたから良しということではなくて、これを実行に移して、結果を我々も責任をもって受け止めて行く必要があると思いますので、是非、その都度進捗状況をいただければと思いますのでよろしくお願いします。それでは請願等第3号につきましては採択とし、これで請願等第3号に関する審議を終了いたします。続いての報告1、報告2、報告3、報告4につきましては、那覇市議会12月定例会に提出予定の案件が含まれておりますので、非公開とすることが適当であると思われます。なお、審議が非公開となりましても、会議録は、那覇市議会12月定例会へ議案を提出後に公開することとなります。それでは審議の非公開の可否につきまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により採決いたします。報告1から報告4について、非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 異議なしとのことですので、報告1、報告2、報告3、報告4につきましては非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。それでは報告1「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」の説明をお願いします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 報告理由説明

眞喜屋課長 資料説明

添石委員長
喜久里委員

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、喜久里委員。

学校の道、引き込みとおっしゃっていましたが、ここはよく知っているのですが、普通の一般道路かと思っていたんですね。だから、教育委員会が責任を持つというので、もっと違うところだと思っていたら、結構普通の道のように見えたのですけれども。引き込みについて教えていただけますか。

眞喜屋課長

適切な表現でなかったかもしれません。引き込みというのは接道、上の繁多川に上がる坂道がございますよね。建物を建てるためには、道路に接道していないと建物を造ってはいけないということで、建築基準法上、法律がございます。接道については、松城中の敷地は接しているのですけれども、実際の工事をするとなると、あの斜面からできませんので、どうしても下のダム通りから引き込む通路、道路を造らないといけないということで、こちらと一緒に購入してございます。この松城中の敷地というのは、昭和51年頃に、この道路を造って、中は開発するという事で業者のほうで申請をしている土地でございます。そこに教育委員会が新設校を造るということで、この計画は断念していただいて、学校を造ったということでございます。それでこの道路につきましては、近隣の方々も使えるような道路になっているということでございます。

喜久里委員

よくわかりました。

添石委員長

はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長

ここは例えば駐車禁止とか、そういう標識があるところではないんですか。

眞喜屋課長

この建物がアパートになっておりまして、ちょうど、そこに入る通路の入口なんです。

渡慶次教育長

ここに車が止まっていて邪魔になるという事は。

眞喜屋課長

そういう事はないです。自分の敷地にタイヤ二つは入って、うちの通路にタイヤの前輪二つが乗っかって、と言いますのも、通常はそういう状況ではなかったと思うのですが、今、塗装工事というか足場で場所を取って、通路にはみ出したような駐車の方法をしていたと。通常、これはございませんので。当然足場の幅はないですから、自分の敷地内に入っていたとは思います。

渡慶次教育長

通常は、敷地内のほうに駐車しているけど、たまたまこの時はということですか。

眞喜屋課長

この建物が工事をしていて、ここにはみ出してということです。

渡慶次教育長

責任の割合は。

眞喜屋課長

これはうちの管理している道路ですので、何か開けたとかそういうことではないので、100%うちの管理不足ということになります。

喜久里委員

人が踏み外して怪我しなくてよかったですね。

添石委員長

この事故で、ここがこういう現状だとわかったわけですね。

眞喜屋課長

そうです。幸いにも大事故につながらない、起こった事故に対しては非常に申し

訳ないのですが、これで済んだという事で安心しております。

添石委員長

ほかよろしいでしょうか。ほかに質問がございませんので、報告1「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」は終了いたします。それでは続きまして、報告2「教育長が臨時代理したことについて（那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出）」についてを議題とします。それでは説明をお願いいたします。

島田部長

報告理由・資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

資料の3枚目、数字が書いてありますけれども下に観覧料という所がありますけれども、これについてちょっと質問させていただきます。本来この観覧料ということで402円取りたいという事だけど、今回は350円にしたという内容でしょうか。

添石委員長

はい、ご説明をお願いします。

山城主幹

そうです。

饒波委員

もうひとつお願いします。この402円にしなかった理由というのはどういう議論があったのかという事と、あと受益者負担の30%という様なこちらのほうに書いていますけれども、これは何か一律に決まった30%というのがあるのかなと、この2点をお聞きしたいのですが。

添石委員長

はい、よろしくお願いします。

島田部長

今回のこの算定方法ですけれども、まず使用料について原価、これは施設の維持管理費であるとか人件費を基に原価を計算いたしまして、そこに施設の性質別負担割合というものを掛けて計算をいたします。この性質別負担割合というのが今回こちらの場合は30%ということで決めておりますが、那覇市ではこの指針の中で、第一分類から第四分類まで分けておりまして、第一分類は必需的公益的サービスということで、これは行政でないと提供できないサービスの場合が0%から30%迄。第二分類の人によって必要性は異なるけれども民間にはあまりないサービスということで30%から70%。第三分類というのは主として現在は行政が提供しているが民間にもあるサービスという所で負担割合が30%から70%。第四分類が選択的私益的サービスということで、人によって必要性は異なり民間にもあるサービスということでこちらの割合が70%から100%になっております。今回の壺屋焼物博物館につきましては受益者負担割合を30%、第一分類の30%という所で計算をして、原価観覧料を計算した額が402円ということになっております。ただ他の博物館と類似施設との料金の均衡も考えた上で今回は315円から350円へ引き上げをしているものとなっております。

饒波委員	ありがとうございます。
添石委員長	はい、ほかいかがですか。はい、喜久里委員。
喜久里委員	確認させて頂きたいのが「高校生・大学生」というのは基本的に、これは専門学生とかそういう者も含むということなんでしょうか。
山城主幹	高校生と類似、同等とみなしています。
喜久里委員	学生証等で確認という事。はい、ありがとうございます。
島田部長	すみません少しだけ、実は今回、大学生以下について引き下げをしておりますけれども、前から、より学習の機会を提供すべきではないかというご意見もありまして、条例上はこのような金額で今回は提示しておりますが、次年度、試行的に市内、市外の小学生以下につきましては無料で観覧をして頂くというふうな措置を一定期間やって検証した後に、又、金額については再度検討していくというふうに考えております。
添石委員長	はい、神村委員。
神村委員	喜びの声をあげたい。ずっと思っていました。フランスのルーブルなんかも小学生とか無料ですよ、そういう意味ではこういう素晴らしい那覇の街でしかない焼物、そして焼物の街にあるというのはとっても特徴なので、多くの子ども達が自分の住むところにある、伝統の文化を誇りに思う。そういう礎になると思うんですよ。喜びの声をあげたいと思います。是非頑張ってください。
添石委員長	はい、それではほかにご意見、ご質問はないようですので、報告2の「教育長が臨時代理したことについて(那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出)」は、承認してよろしいでしょうか。
全 員	異議なし
添石委員長	それでは報告2に関しては承認されました。続きまして報告3「教育長が臨時代理したことについて(那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出)」を議題といたします。それでは本件について説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。
伊良皆部長	報告理由説明
我那覇課長	資料説明
添石委員長	それではご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
伊良皆部長	委員長、よろしいですか。
添石委員長	はい、伊良皆部長。
伊良皆部長	今の説明にありましたとおり、体育館の施設の使用料、それから付属設備、備品等、そういった分も多種ございますのでこの分につきましては、資料のほうでそれぞれ改定前、改定後でいくら上がったかという部分で改定率も含めてまとめてございますのでこの辺も見てくださいと思います。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 先ほどは4年に1回見直しの時期だとおっしゃっていましたが、消費税も関連していますか。

添石委員長 はい、お答えください。

我那覇課長 4年に1回の見直しの中で消費税が1.5から1.8になったということも一つの要因であります。

神村委員 わかりました。

添石委員長 消費税が上がったからではなくて、4年に1度のタイミングでそれも含めてということですね。

渡慶次教育長 もう少し説明しますけれども、4年に1度の見直し本当は去年だったんです。だけど去年消費税が上がったものですから、国のほうから便乗値上げと思われるようなものは避けてくれということがあったので、本当は去年見直しでしたが、これでやると消費税の値上げで便乗的にやったと思われるのがちょっと困るので1年間延ばした。その中で消費税5%から8%になったということもあるのはあるけれど、基本的には受益者負担の見直しをやったということで、消費税のことは後ろからくっついてきている話ですから、委員の皆さん方がまた勘違いしないようにということで、一応説明いたしました。

添石委員長 はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 今、教育長からもご説明ございましたけれども、後から出てくる部分の学校体育施設は逆に一部減額で料金改定をしているというふうな部分もございますので、いわゆる料金の定期的な周期による見直しの一環であるということでご理解を頂きたいと思います。

添石委員長 よろしいですか。ほかいかがですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 例えばその貸し切り、試合とかある時にもこの値段で全部計算になるんですか。

我那覇課長 はい、そうです。全貸する場合の料金も改定です。

喜久里委員 ちなみにわかれば、奥武山の中にプールがありますよね。違う所が管理していますが、だいたい利用料とかは一緒ですか。

伊良皆部長 委員長。

添石委員長 はい。

伊良皆部長 奥武山のプールにつきましては県立施設で、現在県のほうが指定管理者を別途で公募いたしまして、確かトラステックという指定管理者が今管理しているとは思いますが、すみませんそちらの入場料につきましてはちょっと把握しておりません。

喜久里委員 失礼いたしました。でも、どうしても奥武山是那覇市かなと思っただけなので、気になっていたのも、失礼しました。

添石委員長	ほかいかがですか。よろしいでしょうか。それでは質問ございませんので報告3の「教育長が臨時代理したことについて(那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出)」については承認してよろしいでしょうか。
全 員	異議なし
添石委員長	それでは報告3は承認されました。引き続き報告4「教育長が臨時代理したことについて(那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出)」を議題といたします。それでは説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。
伊良皆部長	報告理由説明
我那覇課長	資料説明
添石委員長	それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。はい、饒波委員。
饒波委員	この使用料、収入は学校に入るんですか。
我那覇課長	収入是那覇市に入ります。那覇市に収入として入りまして、またこの入った照明設備の金額については施設課のほうの光熱水費に充当すると。あくまでもこの光熱水費の支払いがありますのでそちらのほうに充当するというような形をとらせていただいております。
饒波委員	学校によって積極的に貸そうというような学校とあまりやらない学校で、もしそこで学校に収入が入るのであれば、より学校を開放するというのが生徒のためかなと思ひまして学校に入るのかなと思ったのですが、僕の意見ですけれども。入らないという事で理解いたしました。
添石委員長	ほかに。
喜久里委員	はい。今、真和志中で温水プールも体育館と一緒に建設されていますが、それもここに該当するのでしょうか。使用料としては。
添石委員長	はい、伊良皆部長。
伊良皆部長	真和志中の温水プールについては、それまでは古い施設であったんですが、今回は新しく改築をして温水プールという様な形になりますけれども、この分についても当然使う分については料金が発生していくとなりますので、その分は当然徴収するという様な形になりますけれども、その仕組みについてはこれから検討していくということになります。
喜久里委員	でき上がってから検討。
伊良皆部長	でき上がる前には当然、どのような形にするんだということを決めておかなければいけませんので、その作業は今からやっていく形になります。
喜久里委員	はい、わかりました。
添石委員長	よろしいですか。はい、饒波委員。

饒波委員 学校によって、その施設を開放するにあたって業者に委託しているようなことがありますか。

我那覇課長 通常は、管理指導員という方を地域の方をお願いしまして、利用する前に、体育館の鍵の開閉それからまた安全管理等行っていただいています。これは地域の方に2時間、3時間というようなその勤務時間に合わせて報償費を払ってお願いするということでやっています。それから銘苅小学校と古蔵中学校においては総合型スポーツクラブが今活動していきまして、そちらのほうに学校開放とは別に総合型スポーツクラブで管理していただくというふうなことで今お願いしております。

饒波委員 ありがとうございます。

添石委員長 ほかはよろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 先ほどのこの2校の件ですけれども、那覇市としてはなるべくそういう関係で広げていこうという方針とか何かおありですか。

我那覇課長 総合型スポーツクラブについてはこれからもどんどん支援していこうという考えはあります。

添石委員長 よろしいでしょうか。はい、それでは他に意見、質問ございませんので、報告4の「教育長が臨時代理したことについて(那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出)」については承認してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは報告4は承認されました。

添石委員長 先ほど報告1から報告4までが非公開ということで進めてまいりました。全て終了したので一旦非公開を解かせていただきたいと思います。続きまして、請願等第4号「平成25年10月X中学校で起こった危険行為について」ですが、特定の個人が識別される内容であること、また、公開することで十分に審議することが妨げられると考えられます。よって、請願等第4号については、非公開とした方がよろしいと考えます。審議の非公開の可否につきまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により採決いたします。請願等第4号について非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 異議なしですので、請願等第4号については非公開といたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 ここで一旦、非公開を解かせていただきます。

饒波委員 委員長。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 本日会議長となっておりますが、私、公職として5時から予定があり、次の議題

のマネジメントについて、家で熟読しまして報告を受けてよく理解をしておりますのでここで退席をしたいのですがよろしいでしょうか。

添石委員長

はい、よろしいですよ。

饒波委員

ありがとうございます。失礼します。

添石委員長

それでは進めて参りたいと思います。本日最後の議案となります、報告5「平成26年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について」の説明をお願いいたします。

山内課長

伊良皆生涯学習部長が、議会の会派説明がございまして出席できなくなりましたので私のほうで説明させていただきたいと思います。

報告理由・資料説明

田盛主査

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。はい、神村委員。

神村委員

10ページの「地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進」、遅れ気味になっていますけれども。今、学校の中に地域連携施設がありますね、今の運営はどちらですか。そしてこれから後、運営委員会の設置数は増やしていきたいとありますが、ちょっとこれについてももう少し説明をお願いします。

山内課長

今、具体的な数字は持ちませんけど。

神村委員

数字はいいです。どういう形になるのか。

山内課長

二十数件、全学校ではなくて、二十数校に地域学校連携施設があります。全施設、運営委員会ができていくかということで、まだ少数です。自主的に運営しているのは。

神村委員

運営の形なんですけれども、私も上山中学校の地域学校連携施設を開ける係だったんです。教頭先生から鍵を借りて開けるという役で。運営委員会というのは教頭先生を中心にして月に1回使っている皆さんが集まったりする、そういう形の委員会のことですか。それとも、もっと他にこれをどの様に運営していこうかという大きなものなのか、地域の皆さんだけでやっていくものなのか、内容がわからないです。

山内課長

地域連携施設の自主運営ということで、今、ほとんど多くの学校が教頭先生のご負担に支えられている所があるのですが、そうではなく、地域と学校の連携施設ですから地域住民が本当は自主的に運営して、ある意味で学校の教頭先生とかはその中のある一員として本来は参加するべきじゃないかと。自主的運営で自分たちで利用する日程とか、重なった時の調整等は本来ならば自分たちでやるべきではないかという意味でこの自主運営組織を作ろうという事でやっているんですが、なかなかそれができていないという事でございます。

神村委員 良いと思います。そこに持って行かないと学校の教頭先生の雑用がもっと増えて、鍵を借りに行くのも職員室に行きます。どなたかがその鍵を持っている、地域の方が持っているという形にすれば、それが自由にそこを通して地域の核になる方がやっていればまた地域密着型にもなりますし、それで今、聞いたんですけれども。委員会としてはそれを今から推奨していこうというかたちでやっていくわけですね。

山内課長 はい。

神村委員 わかりました。

佐久川副参事 少し補足しますけれども、地域連携施設の数の把握はちょっと正確な数字はわからなかったんですけれども、以前は僅かだったと思うんですね、自主的な運営がされるところが。それで事業課のほうの言い分が、新しく立ち上げる、要するにアプローチをしたり、教頭先生に頼るのではなく地域でやるんですよという説明会をやっていきたいという、立ち上げのフォローをしていくという部分で増やしていきたいというのが目標になっている様なんです。そういう部分の促進ということになります。

神村委員 是非お願いしたいと思いますね。

田盛主査 私のほうでも補足させていただきますと、今現在進捗状況が遅れ気味ということなんですけれども、具体的な進捗状況を申し上げますと、年度目標として二つ挙げられております。まず①運営委員会設置数を拡充するという部分ですね、こちらについてはこの備考欄に書かれておりますけれども、開南小学校の運営委員会これが上半期において設置されることになったということですね。開放は以前から行っていたんですけれども開南小について新たに設置されることになったと、この部分については目標を達成できているという事なんですけれども、年度目標の②各学校の運営実態及び利用状況を把握するというこの作業の部分が今現在生涯学習課で当初予定していたよりも遅れ気味であるということで、この進捗状況となっているという事です。

神村委員 わかりました。

添石委員長 はい、教育長。

渡慶次教育長 4ページの「那覇市健康ウォーキング大会の実施」、遅れ気味になっておりますけれども、だいぶ遅れているんですか。

田盛主査 こちら市民スポーツ課のほうに確認したんですけれども、大会準備の作業全体的に遅れているということです、9月末時点では。

渡慶次教育長 これ、読む人は9月末時点というのはわかるんですか。

田盛主査 要綱、実施要領には9月末時点での評価をするというのがあるので。

佐久川副参事 この時点の報告とか、色々やる時は9月30日という形でしか評価しませんので。

山内課長 一応これは、今、教育委員の皆様方に報告ということで、外部への報告ではございません。外部への報告はまた年度最後に年間評価でさせていただきますので、9月迄の途中評価ということでございます。

渡慶次教育長 もう一つ、9ページの「教育の情報化推進計画の策定」、大幅な遅れとなっているので理由が書いてありますけれど、理由でもう少し期間を長く設定する必要があるということですが、大幅な遅れというのがちょっと気になるんですけど。新たなスケジュールとしてどの様な形でやっていこうという、もう少しその辺の検討はやってもらいたいなど。議論していると思うんですが、もしやってなければ。

森田副部長 年度内には、推進組織は立ち上げる準備は進めております。ただこちらにも書いてありますように、タブレット端末というのが一括交付金で入ったんですけど、小学校3校と中学校3校に入れています。こういった機器等の実績を見極めながら計画を作っていきたいということで今は大幅な遅れという事になります。そういう表現です。

渡慶次教育長 タブレット、今後導入という話もあるので、ある程度ここまではもう少し検討してみようという様な方向をもう少し具体的に立ててもらいたいなという感じですね。

喜久里委員 はい、委員長。

添石委員長 はい。

喜久里委員 13ページの「キャリア教育の推進」ですけど、下半期の予定事項では、今後校内研修調査を実施予定ということで入っていると思ったら、今後学校支援をどこまで取り組めるかが課題とあるんですけど、今までとおりに中学生の一週間でしたか企業研修に行くのをどうするか考えているという意味ですか。実施がまだなので遅れ気味だけではないという事ですか。

田盛主査 私のほうからよろしいですか。私のほうで学校教育課に確認したところでは、地域教育資源を活用するための校内体制の確立に向けて、学校教育課が学校を支援すると。その部分が遅れているのでその地域教育資源活用のための校内体制を学校教育課がどこまでバックアップできるかという事が今課題として挙げているという事です。

喜久里委員 やめるための課題じゃなくて、どこまでできるかという事ですね。

田盛主査 そうです。

喜久里委員 わかりました。

添石委員長 私、このキャリア教育に関してコーディネーターの資格を持って全国いろいろと回って、先週も福井に行ってきたんですね。だからどの程度学校の現場で認識されて、お仕事体験じゃないので、キャリア教育というものがどう理解されて推進

されているのかというのは、ちょっと個人的にも那覇市内の状況を確認したいと思っていたので改めて確認させてもらってよろしいでしょうか。

田端部長

持ちかえって、資料を整えておきたいと思います。

添石委員長

別途また時間を設けさせていただきたいなど。那覇市の事例って福井とか和歌山とかに飛び火しているんですよ。那覇市が凄くやっているんだということで。城間市長も島根で昨年発表してきているし、那覇市の状況が本当にどこまでなのかというのはちょっと詳細を確認したいので是非お願いします。

神村委員

聞いてよろしいですか、その那覇市内のキャリア教育のことが全国よりも凄いと評判を受けているという事はどの辺ですか。

添石委員長

実は城間教育長時代に私が商工会議所の会長をしていたので、そこで県の教育委員会も含めて双方に話をしながら実績を作りながらと、あとは県の商工労働部のグッジョブサマースクールですかね、その関連で一緒に凄い大きなイベントもあったんですけど、それを見た大道小学校の校長先生が、自分の地域資源を生かしてどう活用していくかと。小さな小さな動きにはなっているんですよ。そういった事例というのを和歌山が那覇市に習って自分たちもやろうということで、この前盛大にやったんですよ。

神村委員

前から行われている地域人材の活用という点でまた違うという事ですか。

添石委員長

ええ。

喜久里委員

小学校を丸ごと。

添石委員長

まあそれは一つのイベントですけども。

喜久里委員

先生が各教室に入って、沢山参加したという。

神村委員

そうそう、これは前から進路指導と言って保育園の先生が来たり、他の先生が来たり同時に6年の学級から入ったりとか、交代で来たりとかそんなのはあるんですよ。そういうものではないんですよ。

添石委員長

高校生の進路指導のための高校生のためのキャリア教育とか、今私も協議会に入っているんですけども、琉球大学の教育学部の中にもまたそういう学社融合で前からあると思うんですけどその会であったり、バラバラでやったものから小中におけるキャリア教育であったり、高校における、大学における、それが沖縄の中で徐々に会話ができる状況になってきているものですから。

神村委員

もしかしたら、教育課程の中に年間教育の各教科の中にキャリア教育を位置付けなさいという様にして、だってもう何年もある位置付けまでに。これがどの様に実践に結びついていくかという事なんですかね。

添石委員長

今年、学習指導要領の変更の中になんかキャリア教育の推進がされるというふうに聞いているので。

神村委員

その辺りから来る実践だったら、ちょっと聞いてみたいですね。

- 添石委員長 そこに持って行こうという事ですが県内でもですね。お仕事体験総合学習の中
 じゃなくて各学科の教科の単元の中にどう入れ込んでいくか。
- 神村委員 年間計画そのもの自体には位置付けられると、事務局からありましたから、私が
 いた頃までも全部位置付けなさいねと、それはこの単元ではキャリア教育の方向
 性があるという事で位置付けができていると実践がないと、その辺の組み合わせ
 をきれいにやっているのかなと。
- 添石委員長 それは少しずついろんな所で今事例は出てきているので、そういう活動している
 人たちが増えてきているんですよ、沖縄の中で。だから那覇市内の学校のすべて
 の状況を一度私も把握したいなと思っているんですけども。よろしいでしょう
 か、それでは報告5の「平成26年度教育行政マネジメントシステムに係る中間
 評価の結果について」は終了いたします。それでは以上をもちまして平成26年
 度第16回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

請願等第3号	松島中学校関係の問題等の陳情について	採択
報告2	教育長が臨時代理したことについて（那覇市立壺屋焼物博物館 条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出）	承認
報告3	教育長が臨時代理したことについて（那覇市体育施設条例及び 那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する 意見の申出）	承認
報告4	教育長が臨時代理したことについて（那覇市立学校体育施設使 用料条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出）	承認
請願等第4号	平成25年10月X中学校で起こった危険行為について	継続審議

* 第16回教育委員会会議・会議録署名人について饒波正博委員の指名があったが会議途中退席があつたため、第21回教育委員会会議において会議録署名人を神村洋子委員に指名変更した。